

学校施設長期保全計画改定業務支援委託
公募型プロポーザル実施要領

1 件名

学校施設長期保全計画改定業務支援委託

2 業務目的

川崎市では 175 校の市立学校を有しており、建築後 30 年を経過した建物が約 7 割を占め、老朽化が進行している。本市では平成 25 年度末に学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図ることを目的とした学校施設長期保全計画を策定し、平成 26 年度から概ね 10 年間を第 1 期取組期間として、本計画に基づく予防保全及び再生整備を行ってきたがところである。今後、第 2 期取組期間を進めていくに当たり、これまでの取組による課題と対応策を整理し、改定を行うことを目的とする。

3 参加資格

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (2) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、令和 7・8 年度業務委託有資格事業者名簿の業種「建築設計」に登録されている者
※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱う。
- (3) 過去 10 年間に国又は地方公共団体において、公共施設等総合管理計画又は長寿命化計画・個別施設計画について、計画策定、改定及び調査検証に係る支援業務委託等の履行が完了している者
- (4) 川崎市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (6) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

5 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地

6 業務内容

学校施設長期保全計画改定に係る資料作成支援等を行う。

(1) 学校施設長期保全計画に係る各種データ等作成

- ア コスト試算資料の作成
- イ 令和8年度以降の整備スケジュール案の作成
- ウ 将来事業費の算定
- エ 費用縮減効果検証資料の作成
- オ 計画冊子の表紙及び整備イメージ図資料の作成

(2) その他調査資料の作成

- ア 目標耐用年数（80年）到達後の取り扱い案の作成
- イ 学校カルテの分析
- ウ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に資する内装改修仕様の追加についての提案資料の作成
- エ 次期計画改定課題の検討

7 プロポーザル評価項目

本プロポーザルでは提案書による選定を行い、業務の実施体制及び実施方針・手法のほか、課題に対する理解力等について評価を行う。

- (1) 類似業務実績
- (2) 業務実施体制の妥当性
- (3) 現状及び課題に対する理解力
- (4) 業務実施方針・手法の妥当性
- (5) 上限額に対する見積金額
- (6) 見積金額の妥当性

8 業務規模

本業務の業務規模は、30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。